

総合型DB基金に対するAUPの導入について（続報②）

総合型確定給付企業年金基金に対する、公認会計士等との「合意された手続き（Agreed Upon Procedures=AUP）」について、平成31年2月28日付で、日本公認会計士協会から、専門業務実務指針4464「総合型確定給付企業年金基金に対する合意された手続業務に関する実務指針」が公表されました。

当年金NEWSでは、2018年6月22日に発出された厚生労働省通知※¹、12月27日に発出された厚生労働省事務連絡※²とあわせて、改めてAUPの取扱い内容を整理しましたので、ご案内いたします。

- ※1 確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令（平成30年厚生労働省令第77号）の施行等に伴う「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」の一部改正について
- ※2 総合型基金における公認会計士等による合意された手続等の実施にあたっての留意事項（依頼）

【内容】

（別紙）総合型DB基金に対するAUPの導入について

年金NEWSに関する照会先

TEL : 03-5533-5572

〔受付時間：月～金曜日 9:00～17:00（祝日、12/31～1/3を除く。）〕

E-mail : kikinmadoguti@nissay.co.jp